

1. 政策名

マネー・ロンダリング及びテロ資金対策の強化

2. 政策の目標

(目標)

当庁提供の情報を端緒にして、法執行当局において刑事事件の捜査又は犯則事件の調査が開始されることを目標に、

平成 15 年 1 月の施行に向け「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の目的と内容についての理解が得られるよう国民への広報活動を行う。

金融機関から、より質の高い届出情報が届出られるように金融機関に働きかけてゆく。

法執行当局による提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との連携を強化する。

また、国際的なマネー・ロンダリング及びテロ資金の監視体制を強化することを目標に国際的な連携を強化する。

(業績指標)

広報活動の実施状況

各業界との意見交換会の開催状況

法執行当局との意見交換会の開催状況

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

(説明)

マネー・ロンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすることです。このような行為を放置しておくと、犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大のために使われたり、事業活動に使われて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ロンダリングを防止する必要があります。

マネー・ロンダリング対策の一つとして、金融機関等に対し犯罪収益やマネー・ロンダリングに関係すると疑われる取引の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」があります。我が国においても、この制度に基づき、金融機関等から金融庁に届出が行われ、金融庁はこれらの情報を整理・分析して、刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断した場合には、捜査機関等に情報を提供しています。

また、マネー・ロンダリングは、規制の強い国を避け、規制の緩い国で行われる傾向

があることから、国際的な取り組みが必要であると考えられています。

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件後、テロ対策は、国際的にも特に重大な問題であると認識されていますが、テロ行為はテロリストが手に入れた資金に支えられていることから、テロ資金対策が国際社会にとっても我が国にとっても重大な課題となっています。

このようなことから、金融庁では、疑わしい取引の届出の実効性の確保及びテロ資金対策として成立した「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行に向けて広報活動等を行うとともに、金融機関等及び法執行当局との意見交換、外国機関との連携等により、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化に努めることとしました。

3. 現状分析及び外部要因

我が国では、平成 4 年に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正取引を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」により金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出を義務付けましたが、平成 12 年 2 月には「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）が施行され、疑わしい取引の届出の対象が従来薬物犯罪収益に係る取引から 200 を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大されました。

また、マネー・ロンダリングに関する情報の受理、分析及び捜査機関等への提供を行う政府機関は、国際的には F I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれていますが、組織的犯罪処罰法施行に伴い、日本版 F I U として金融庁に特定金融情報室が設置されました。

その後、金融庁においては、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際に参考となる疑わしい取引の参考事例を改訂して公表し、さらに金融機関への説明会を行うなど金融機関等への広報、啓蒙活動を行ったところ、組織的犯罪処罰法が施行されて以降、疑わしい取引の届出は大幅に増加し、年間（各年 1 月から 12 月まで）の届出件数は、平成 10 年まで年間 10 件程度であったものが、平成 12 年には 7,242 件、平成 13 年には 12,372 件に達しました。

また、平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件後、G 7 財務大臣・中央銀行総裁会議は、「テロ資金供与に対し闘うための G 7 行動計画」を公表し（同年 10 月 6 日）それを受け、F A T F（金融活動作業部会）は、同月 31 日、テロ資金供与に関する特別勧告（テロ資金供与防止条約の批准、テロ資金供与防止に関する国連決議の履行、テロ資金供与の犯罪化、テロリストの資産凍結、テロリズムに関係する疑わしい取引の当局への届出、テロ資金供与に関する調査等における国際協力等）を発出しました。

我が国では、これらに対応するための国内措置として、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が成立し、同法の施行（平成 14 年 7 月 2 日）

にともない、組織的犯罪処罰法の一部が改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象となり、また、同年4月には、金融庁が立法に向けた作業を行っていた「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が成立（平成15年1月施行）し、金融機関等による顧客の本人確認及び本人確認記録・取引記録の保存が義務化されました。

疑わしい取引の届出件数は、平成14年には18,768件に達し、金融庁における整理・分析の結果、犯罪捜査等に資すると認められた12,417件（同年中に受け付けた総届出件数の66.2%）の届出に含まれる情報が捜査機関等に提供され、活用されています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策における国際協調を推進するため、FATF、APG（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）などの政府間機関やフォーラムがあり、金融庁も、これらの主要な会議に参加しています。また、組織的犯罪処罰法の施行により、金融庁と外国FIUとの間で疑わしい取引に関する情報の交換ができることになり、さらに、外国FIUとの間でのテロ資金に係る情報の交換が極めて重要となっていることから、金融庁は、疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うための枠組みについて、主要国のFIUとの間で協議を行っています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

各業界に対する「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」広報活動の実施状況

平成15年1月の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に向けて、各種法律・業界雑誌への寄稿、パンフレットの作成、政府広報を利用したのポスター作成・テレビ報道・新聞突き出し広告などを行なうとともに、金融庁のホームページに専用のコーナーを設け、この法律の広報活動に努めました。また、下記の研修会やその他の講習会において、この法律の概要説明や質疑応答を行いました。

各業界との意見交換会の開催状況

金融機関等からより質の高い情報の届出が行われることを目的に、平成14年11月から平成15年4月にかけて、全国各地において、金融機関等を対象に「疑わしい取引の研修会」を実施し、疑わしい取引の発見の端緒等の説明を行ったほか、随時、金融機関等と意見交換を行いました。なお、本事務年度は、研修会の対象となる金融機関等を平成13事務年度より拡大し、信用組合、外国銀行及び証券会社に対しても研修会を実施しました。

法執行当局との意見交換会の開催状況

捜査機関等の法執行当局に対してより有益な情報を提供して提供情報の活用促進を図ることを目的に、法執行当局との意見交換会を開催して意見交換を行ったほか、随時、法執行当局と意見交換を行いました。

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金監視体制を強化するため、F A T F における 40 の勧告（F A T F が策定したマネー・ローンダリング対策の国際的な基本的枠組み）の実施状況の監視や 40 の勧告の改訂作業等に積極的に関与するとともに、A P G におけるアジア・太平洋地域のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化の議論に参加しました。

また、外国 F I U との情報交換を円滑に行うために、情報交換の枠組みについて外国 F I U と積極的に協議を行い、平成 15 年 6 月には、ベルギー F I U との間で、情報交換取極を締結しました。

（２）評価

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施するとともに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行に向けて積極的な広報活動を行なったこと等、疑わしい取引の発見及び本人確認の徹底についての金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加し、情報の質も一定の向上が見られるところです。また、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に関するパンフレットの作成や金融庁ホームページへの掲載は、金融機関等への周知徹底のみならず、国民全般への周知にも一定の役割を果たしたものと考えられます（金融庁ホームページにおける本人確認法専用のコーナーへの 15 年 6 月末現在のアクセス件数は累積で 83,944 件）。

また、法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と有意義な意見交換を行いました。

さらに、国際会議における議論に積極的に参加するとともに、外国 F I U との情報交換枠組み協議を進めており、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に貢献しました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えます。

【資料6 - 1 - 1 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）】

暦年	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14
届出件数（件）	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768

（注）12年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、12年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出の件数です。

5. 今後の課題

- （1）「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」については、金融機関等によって実際の運用が開始されたところであり、今後も運用状況を注視していく必要があります。また、実際の運用の中で金融機関等から寄せられる疑問や問題点の解決、顧客から寄せられる質問等にも適切に対応していくことが必要です。
- （2）疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- （3）大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等が金融庁から提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。金融庁の整理・分析能力の強化のためには、16年度予算において、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用及び処理能力を高めるための開発経費が必要であり、分析業務を担当する職員の増員も必要です。
- （4）マネー・ローンダリング及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もF A T F等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国F I Uとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

6. 端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向け成果が上がっており、今後も金融機関等からより質の高い情報をより多く得て、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるとともに、国際的な協力体制を推進するため、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に向けた広報活動状況、金融機関等との意見交換会の開催状況、法執行当局との意見交換会開催状況及び国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の実施への貢献状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に向けた広報活動状況及びホームページへのアクセス件数
- ・ 各業界との意見交換会の開催状況
- ・ 法執行当局との意見交換会の開催状況
- ・ 外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

9. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室、総務企画局企画課、総務企画局政策課広報室